

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在である。しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じている。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。

保育施設の職員配置基準は長い間見直しがされておらず、特に4～5歳児は保育士一人につき30人とされており、国際的に比較しても低い水準のままである。また、多くの自治体で独自の配置基準を設け人員を配置しているが、その分に関わる財源はすべて現場任せとなっている仕組み自体も問題である。

保育士の平均月給は全産業平均より低く、責任と見合わない処遇から離職や新規採用者が集まらず人員不足が一層深刻化している。

子どもたちの安全を第一に、保育の質の維持・向上に努めている保育士の離職防止と人材確保に向け適切な配置基準への改善と必要な財源確保を要望する。

- 1 保育士の保育士施設配置基準をアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ並みの配置基準に引き上げ、保育士の増員を図ること。
- 2 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 公定価格を引き上げ、保育職場で働くすべての職員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

あて

文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

茅ヶ崎市議会